

協働によるまちづくりの推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号。以下「条例」という。）第3章、協働によるまちづくりの推進について必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 条例第10条第1項第3号の活動が地域住民等の支持を得ていることとは、次の各号いずれかに該当する団体を言う。

- (1) 地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域（以下「構想区域」という。）内に住所を有している者及び土地、建物所有者の過半数の支持を得ている団体
- (2) 構想区域内に属する町内会等が、総会又はこれに準ずると認められる方法で、それぞれの組織の賛同を得て結成されている団体

2 条例第10条第1項第4号に規定されている会則には、少なくとも次の事項を備えるものとする。

- (1) 会の名称
- (2) 会の目的
- (3) 構想区域
- (4) 会の決議方法
- (5) 会員名簿

(認定の変更)

第3条 葉山町まちづくり条例施行規則（平成15年葉山町規則第7号。以下「規則」という。）第8条第2項の地域まちづくり推進協議会認定通知書により地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に認定された団体は、規則第8条第1項の地域まちづくり推進協議会認定申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに地域まちづくり推進協議会変更届出書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第4条 町長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の認定を取消し、地域まちづくり推進協議会認定取消通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- (1) 協議会の活動の停止、活動目的の変更等の理由により協議会から認定の取消しの申出があったとき。
- (2) 協議会が条例第10条に規定する認定基準に該当しなくなったと認めるとき。
- (3) 第5条に規定する届け出があったとき。

(地域まちづくり推進協議会の解散)

第5条 協議会は、協議会を解散したときは、地域まちづくり推進協議会解散届出書（第3号様式）により速やかに町長に届出なければならない。

(事業計画)

第6条 協議会は、規則第8条第2項の認定通知を受けたときは、速やかに地域まちづくり推進協議会事業計画書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(地域まちづくり基本構想に定める事項)

第7条 条例第10条第1項の地域まちづくり基本構想(以下「基本構想」という。)には、次に掲げるもののうち必要なものを定めるものとする。

- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 建築物・工作物に関する事項
- (3) 防災に関する事項
- (4) 歴史・自然に関する事項
- (5) 景観・街並みに関する事項
- (6) 緑地の保全に関する事項
- (7) 緑化に関する事項
- (8) 生活環境に関する事項
- (9) その他基本理念に基づいたまちづくりを推進するために必要な事項

(地域まちづくり基本構想の変更及び廃止)

第8条 協議会は、条例第10条第2項の規定により届出た基本構想を変更又は廃止したときは、地域まちづくり基本構想変更・廃止届書(第5号様式)をあらかじめ町長に届出なければならない。

2 町長、前項の規定により届出を受けたときは、その旨を告示するものとする。

3 協議会は、基本構想を変更又は、廃止したときは、規則第11条の規定に基づき公表するものとする。

(地域まちづくり協定を締結する事項)

第9条 前条に掲げるもののうち、町長が、条例第12条第1項の地域まちづくり協定(以下「協定」という。)を締結する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 建築物・工作物に関する事項
- (3) 景観・街並みに関する事項
- (4) 緑地保全に関する事項
- (5) 緑化に関する事項

(地域まちづくり協定締結の要求)

第10条 条例第12条第1項の規定による推進協議会から町長への協定の締結の要求は、地域まちづくり協定締結要求書(第6号様式)により次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 協定の内容を記載した書面(基本構想)
- (2) 協定の対象となる区域を示す図面(基本構想区域図)
- (3) 条例第12条第1項第2号及び第3号に掲げる要件に該当することを証する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面及び図面

(地域まちづくり推進協議会への支援)

第11条 条例第10条第1項の技術的支援、まちづくりに関する情報の提供、その他必要な支援とは次に掲げるものを言う。

- (1) 協議会の総会、勉強会等への本町職員の派遣

- (2) まちづくりに関する情報の提供
 - (3) 基本構想策定に関する技術的支援・助言
 - (4) 地域住民等への情報紙、意向調査用紙等の印刷役務の提供
 - (5) 協議会の会議等に使用する会場として、町公共施設の会議室等の提供
 - (6) その他町長が有効と認める支援策
- 2 協議会は、前項のいずれかに該当する支援を受けようとするときは、地域まちづくり推進協議会支援申請書（様式第7号）により町長に申請しなければならない。
- 3 第1項に規定する支援は、葉山町まちづくり条例施行規則第8条第2項に規定する地域まちづくり推進協議会認定通知書により認定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、2箇年を限度として行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、町長は、協議会による基本構想の策定が見込めると認めるときは、前項に規定する期間1年を超えない範囲内で延長することができる。

（地域まちづくり推進協議会への補助金交付）

第12条 町長は、協議会に対してその活動に伴って生じる経費のうち、別表に定める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 前項に規定する補助金の交付は、前条第3項に規定する期間に通算2年度を限度として行うものとする。

（補助金交付対象協議会）

第13条 補助金の交付を受けることのできる協議会は、条例第12条第1項に規定する協定の締結を前提に基本構想を策定しようとする協議会とする。

（補助金交付上限）

第14条 事業年度毎の補助金の交付上限は、協議会の規模により次のとおりとする。

協議会の規模	補助限度額
会員数 20 人未満	20,000 円
会員数 20 人以上 100 人未満	会員数 × 1,000 円
会員数 100 人以上	100,000 円

※会員とは、協議会に賛同し、協議会員として名簿に記載されている者を言う。

（補助金交付申請等）

第15条 補助金の交付を受けようとする協議会は、葉山町補助金等交付要綱（昭和45年6月1日施行。）（以下「補助金等交付要綱」という。）に規定する諸手続きに基づき事業年度毎に申請等を行わなければならない。

（補助金交付の取消し）

第16条 補助金の交付を受けた協議会は、第4条に規定する認定の取消しを受けたときは、速やかに、補助金等交付要綱第8条に規定する実績報告を行い、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

補助対象経費	左 の 内 容
会議開催経費	会議賄い、資料・消耗品代、印刷費（コピー代等）、通信費（会議開催通知等）、会場使用料
広報活動費	情報紙の発行、基本構想案の広報経費等
基本構想等作成経費	消耗品代（図面作成用色鉛筆、マーカー等）、不在地権者等への情報提供の通信費（郵便料等）、アンケート実施経費等
上記以外の経費	先進事例調査費、講演会・研修会開催経費等

第1号様式（要綱第3条関係）

地域まちづくり推進協議会変更届出書

年 月 日

葉山町長 殿

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

協議会の名称		
構想区域の位置		
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
添付書類		

第2号様式（要綱第4条関係）

地域まちづくり推進協議会認定取消通知書

年 月 日

殿

葉山町長

印

次のとおり認定を取り消したので通知します。

協議会の名称	
認定番号	
取消年月日	年 月 日
取消の理由	

第3号様式（要綱第5条関係）

地域まちづくり推進協議会解散届出書

年 月 日

葉山町長 殿

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ()

地域まちづくり推進協議会を解散しましたので、次のとおり届け出ます。

協議会の名称	
構想区域の位置	
解散年月日	
解散の理由	

第4号様式（要綱第6条関係）

地域まちづくり推進協議会事業計画書

協議会の名称	
構想区域の位置	
協議会員数	人
事業計画	

第5号様式（要綱第8条関係）

地域まちづくり基本構想 変更・廃止 届出書

年 月 日

葉山町長 殿

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

協議会の名称	
構想区域の位置	
理由	
内容等	
添付書類	

地域まちづくり協定締結要求書

年 月 日

葉山町長 殿

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ()

葉山町まちづくり条例第12条第1項の規定により、次のとおり要求します。

協議会の名称			
構想区域の位置		面積	
締結しようとする協定の事項	<input type="checkbox"/> 土地利用に関する事項 <input type="checkbox"/> 建築物・工作物に関する事項 <input type="checkbox"/> 景観・街並みに関する事項 <input type="checkbox"/> 緑地保全に関する事項 <input type="checkbox"/> 緑化に関する事項		
策定の経緯			
添付書類	<input type="checkbox"/> 協定の内容を記載した書面 <input type="checkbox"/> 協定の対象区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 協定締結要件に該当することを証する書面 <input type="checkbox"/> その他 ()		

地域まちづくり推進協議会支援申請書

年 月 日

葉山町長 殿

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ()

葉山町まちづくり条例第10条第1項に規定する支援を受けたいので、次のとおり申請します。

協議会の名称			
認定年月日		認定番号	
支援内容	<input type="checkbox"/> 職員の派遣 <input type="checkbox"/> まちづくりに関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 基本構想策定に関する技術的支援・助言 <input type="checkbox"/> 印刷役務の提供 <input type="checkbox"/> 会議室の提供 <input type="checkbox"/> その他 ()		
詳細内容 ※職員の派遣については、派遣の目的及び派遣希望日時を第三希望まで記入。 ※会議室の提供については、場所及び提供日時を第三希望まで記入。 ※印刷役務の提供については、原稿を添え、紙の持込の有無、印刷枚数、用紙のサイズ等を記入すること。			